

子ども達の踊る谷茶前を見学するイギリスブレア首相



- ◆九州・沖縄サミット終了
- ◆県外からの消防支援隊を招いて慰労会
- ◆むらの話題

子ども会が稲刈りで勤労体験 他



村のひと(6月末日)

男	4,935人	(+18)
女	4,749人	(+17)
計	9,684人	(+35)
世帯数	3,376世帯	(+15)

青と緑の豊かな活力ある村

国民健康保険加入者の皆様へ

平成12年4月の介護保険制度施行に伴い、平成12年8月分より介護保険料(40歳から64歳までの方)を徴収しますのでよろしくお願いします。

【40歳から64歳までの方の保険料】

医療保険の保険料として一括して徴収されます。保険料の計算の仕方や額は、加入している医療保険によって異なります。

保険料の収め方

40歳から64歳までの方

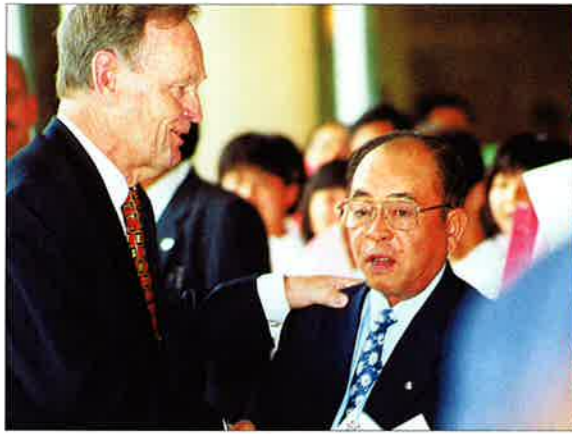
●国民健康保険に加入している場合

- 保険料は所得や資産等に応じて異なります。
- 保険料と同額の国庫負担があります。
- 世帯主が、世帯員の分も負担します。



1つの保険料として
納めます
医療保険料に上のせ

八月分より徴収します。
今までの保険料



▲ホテル入口で出迎えた村長と握手する首相



▲ホテルで首相を小旗を振って歓迎



▲子ども達の見送りに笑顔で握手する首相



▲子ども達の歓迎を喜び記念撮影



▲子ども達の芸能を見つめる大統領



▲ホテル内ではエイサーで歓迎



▲ホテル内で小旗を振って首相を迎える子ども達



▲多くの出迎えに笑顔でこたえる大統領



カナダ
クレティエン首相



イギリス
ブレア首相



フランス
シラク大統領



ロシア
プーチン大統領

村民の皆様ご協力ありがとうございました。

九州・沖縄サミット終了



▲協力お願いしますと協力員のユニホームを区長へ支給



▲各区では区長さんを中心に取り組みました

日本初の地方開催となった主要国首脳会議（サミット）は、七月二十一日から二十三日まで、名護市部瀬名の万国津梁館で開催され主要八カ国とEUの代表国首脳が参加して開催されました。
恩納村には、アメリカ・カナダ・イギリス・フランス・ロシアの五カ国の首脳が村内四カ所のホテルに宿泊しましたが、その警備のため、村民の皆様のご理解とご協力をいただき、サミット期間中何事もなく無事終了致しました。
村では、各国の首脳を迎えるにあたり、村内各学校の児童生徒の皆さんにご協力いただき、宿泊施設内で、沖縄伝統のエイサーと舞踊で各国首脳を心から歓迎しました。また、沿道には多くの村民が各国の首脳を一目見ようと道路沿いに立って小旗を振って歓迎していました。本

村は宿泊地や会議場への通過道として、大幅な交通規制・警備が全国から集まった警察官で実施されましたが、村民は地域安全を自らの手で行動しようとボランティアの協力員も十五字から約七百名がサミット無事終了を願って期間中の三日間協力しました。

村では、サミットで訪れる各国首脳を気持ちよく迎え、また村を内外に発信する絶好の機会と受け止め、村民総出による村内一円の清掃活動の実施や花いっぱい運動を展開し、これまでにない多くの村民や事業所等が一体になって取り組みました。
村内に宿泊した各国首脳に対し恩納村からは、沖縄の民芸品や三線をプレゼントしましたが、各国首脳からは村へクリントン大統領のネクタイをはじめとした贈り物があり、村では村民に対して機会を作って贈られた。



▲多くの見送りに笑顔で拍手するクリントン大統領

た品々を公開していく予定になっていきます。
最後に、サミット開催に当たりご協力をいただきました皆様本当にありがとうございました。



▲クリントン大統領を雨の中見送った恩納校の子ども達



アメリカ合衆国
クリントン大統領

県外からの消防支援隊を招いて慰労会

7月21日から23日にかけて沖縄で開かれた主要国首脳会議（サミット）で、首脳が宿泊した村4カ所のホテルの防災に対応するため、北は札幌市から南は北九州市までの全国の政令指定都市から消防隊員が村内に配置され、首脳が宿泊するホテルとその周辺の防災警戒に当たりました。

村では、サミットの終了した7月24日、恩納村役場2階会議室に各部隊の指揮者を招待して警戒のねぎらいと協力に対し慰労会が開催されました。

慰労会では、各部隊の指揮者に大城村長から、「皆様方の支援を元にサミットがスムーズに開催できたことに対し心から感謝申し上げます。」とお礼が述べられ、村から各部隊にそれぞれ恩納村の地酒も贈呈され、喜ばれました。

また、サミット期間中には村から警戒中の消防隊員に対し、感謝の意味を込めてサターアングダーと黒糖も振る舞われました。



▲サミット無事終了を祝って乾杯



▲感謝の気持ちを込めて地酒をプレゼント

人間ドックについて（お知らせ） 国民健康保険加入対象者

おすすめ

「健康でありたい」というのは万人の共通の願いです。しかし人は年齢が進むと共に癌や高血圧症、動脈硬化症、心臓病、糖尿病などのいわゆる生活習慣病にかかりやすくなります。

健康で長寿を保つ為にはこうした隠れた病気を早めに発見し、治療することが必要です。そのため検診が「人間ドック」です。

日頃お忙しい方々の為に恩納村では国民健康保険加入者を対象に「人間ドック」をおすすめします。

1. 受診年齢（希望者）……30歳～69歳（住民検診を受けていない方）
2. 受診費用……28,100円

自己負担分4,000円、24,100円については恩納村国民健康保険で負担します。

3. 受診希望者人数……150人（予算の都合で定員に達し次第打ち切ります）
4. 申し込み期間……平成12年9月15日～9月30日までに恩納村住民課に申し込み下さい。（受診申し込み書）
5. 受診期間……平成12年11月、12月、平成13年1月、2月（4カ月間）
6. 受診場所

※北部地区医師会病院成人病検診センター（名護市字茂佐1712番地の3）	TEL 0980-54-1000
但し、受診希望者はマイクロバスで送迎します。（無料）	
※中部地区医師会立成人病検診センター（北谷町字宮城1番地の584）	TEL 936-8200
受診希望者はマイクロバスで送迎します。（無料）	
※中部徳洲会病院総合検診センター（沖縄市照屋3丁目20番1号）	TEL 937-1110
受診希望者の送迎は相談に応じます（無料）	
※中頭病院（沖縄市字知花723番地）	TEL 939-1300

恩納村住民課（国民健康保険係）にて申込受付 TEL966-1205（内線115）



▲名嘉真区内で下車し区長と握手する大統領（具志川市大浦さん撮影）



▲多くの協力員の皆様が暑い中活躍しました

名嘉真区では、七月二十日に万国津梁館で会議を終了したアメリカのクリントン大統領が会場から恩納村内を通過の途中、名嘉真区内の道路沿いで小旗や手を振って歓迎している区民に対して、車を降りて直に握手する一場面もあり、大統領と村民が間近で対面し、握手した区民にとっては、思いにもよらなかった大統領の行動がテレビや新聞でも取り上げられる程のニュースになり、サミットの忘れられない思い出に残るものになったことでしょう。

村内に宿泊した首脳のサイン

アメリカ
クリントン大統領▶

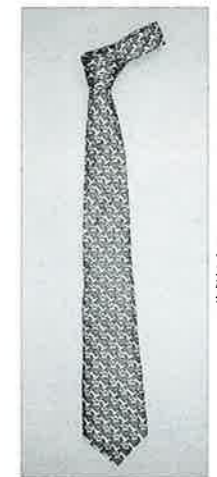


▲フランス
シラク大統領
カナダ
クレティエン首相▶



▲ロシア プーチン大統領
イギリス ブレア首相▶

各国の首脳から
いただいた
プレゼント



◀アメリカ クリントン大統領



◀イギリス ブレア首相



▲フランス シラク大統領からいただいた銀杯とメダル

国民年金

国民年金は、やがて誰にでも訪れる老後を有意義に過ごすため、又、いつ起こるかわからない万一のときに備え、みんなで支え合う制度です。日本国内に住む20歳以上、60歳未満の方は必ず加入しなければならないようになっています。

保険料を納めることが困難な人には、保険料免除の制度を申請することができます。免除が承認されますと、その期間は資格期間として試算されます。ただし、受け取る年金額は通常の3分の1になります。

人生の節目には届出を

就職、結婚、退職などにより、加入者の種類が変わることがあります。届出を忘れると、年金を受けられなくなる場合がありますので、必ず届出をしてください。



国民年金基金へ加入しませんか！

加入できる方

国民年金第1号被保険者の方

(満20歳以上60歳未満の自営業の方)

以下の方は加入対象となりません

- 厚生年金、共済年金の被保険者とその扶養家族となっている配偶者(サラリーマン、公務員とその奥さん)
- 国民年金の保険料を免除されている方
- 農業者年金に加入されている方と加入すべき方

加入掛金と口数の変更

掛け金は月額6万8千円以内であれば何口でも加入できます。なお、1口めは加入の基本となりますので、1口めを減額して掛金ゼロにすることはできません。口数の増減は2口め以降が対象です。

国民年金についての詳しいことは、恩納村住民課年金係まで TEL 9 6 6 - 1 2 0 5 (内線 1 1 3 ・ 1 1 4)
国民年金基金についての詳しいことは、県国民年金基金まで TEL 8 6 8 - 3 6 4 0 にお問い合わせ下さい。

～予防は家庭から～

こんにちは、保健婦・士です！

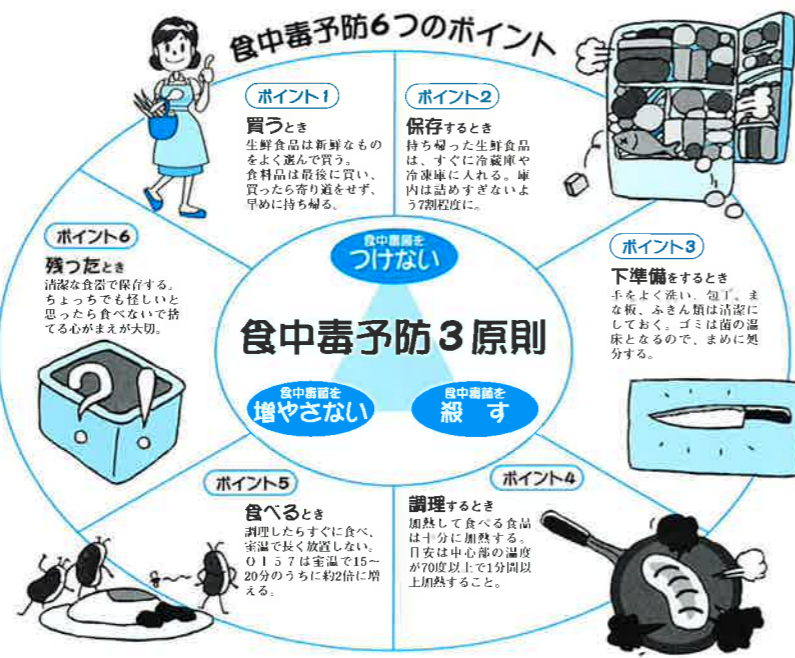
毎日暑い日が夏本場となりました。

ニュースでは、「食中毒」の話があらこちらで話題となり、にぎわっていますが家庭での食中毒の発生も多いと言われています。

今回は家庭で食中毒を起こさない為にも、何に注意すればよいのか考えたいと思います。

普通「腐敗した食品を食べなければ食中毒にならない」と考えている人も多いようです。しかし、食品が腐敗するのは腐敗菌により、食品中のたんぱく質が変性するため、食中毒菌の働きによるものではありません。

食品の味、におい、色などに変化がない場合「食品が食中毒菌に汚染されているかどうか」を外見から判断することはできません。食中毒予防の原則は「食中毒菌はあらゆるものに付着している」ことを前提に下記のように食品や調理器などを扱しましょう。



無断転用防止で 大切な農地を守ろう！

農地の転用には許可が必要です

●農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、すなわち農地に区画形質の変更を加えて住宅用地や工場用地、道路、山林などの用地に転換することをいいます。



●なぜ許可が必要？

農地は、人々の生存に欠かせない食料の大切な基盤です。とくに、耕地面積が狭いうえに人口が多いわが国は、食料自給率も低く、優良な農地は大切に守っていく必要があります。このため、農地の転用には農地法で一定の規制がかけられています。

●対象となる農地は？

すべての農地が転用許可の対象となります。地目が農地であれば、耕作がされていなくても農地性(農地として活用できる状態)がある限り農地として扱われます。また、地目が農地でなくても、肥培管理がされていれば農地と見なされます。

採草放牧地は？

採草放牧地を売買して転用する場合も、許可が必要です(市街化区域内は届出)。

しかし、採草放牧地の所有者が自ら転用する場合には許可はいりません。

●一時的な農地転用は？

農地は一時的な資材置き場、作業員仮宿舍、砂利採取場などとして利用する場合も転用になり、許可が必要です。

●農業用施設用地として転用する場合には？

自己の農地の保全または利用上必要な施設(耕作用の道路、用排水路、土留工、防風林等)に転用する場合は、面積に関係なく許可は要りません。温室、畜舎、作業場等農業経営上必要な施設に転用する場合には、その面積が2a(200㎡)未満であれば許可は要りません。

農地転用の 手続きは？

転用許可制度

農地を転用する場合には、農地法の許可が必要です。転用には、次の2つのケースがあります。

転用のケース	申請者	許可権者
農地が自分の所有する農地を転用する場合(農地法4条)	農地の所有者、耕作者	4haまでは都道府県知事、4haを超える場合には農林水産大臣(地域整備法に基づく場合は知事)※注2
事業者などが農地を買ったり借りたりして転用する場合(農地法5条) ※注1	農地の売地・地主と買主(事業者等)	

注1 5条許可でも、遺贈、競売、公売、判決、調停等は単独申請できます。
注2 2ha超～4ha以下の農地転用は、知事が大臣と協議することとされています。地域整備法とは、農村地域工業導入促進法、総合養地整備法などです。

許可なく 転用したら？

無断転用には厳しい罰則

無断転用は農地法違反ですので、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく都道府県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることができます。これに従わない場合には、罰則(3年以下の懲役、または100万円以下の罰金)が科せられます。

相談は農業委員会に

農地転用の申請受付は、全国の市町村にある農業委員会で行っています(4haを超える農地転用の場合は都道府県)。転用についての手続きや疑問は、まず農業委員会に相談してください。

●農業委員が農地パトロール

農業委員会組織では、毎年8月を「農地パトロール月間」に設定し、農業委員が総出で無断転用や耕作放棄化の防止に努めています。

お問い合わせ先

恩納村農業委員会

9 6 6 - 1 2 0 4



▲宜野座村からの旗リレー



▲5連覇を喜ぶ安富祖チーム

七月四日から始まった夏の交通安全県民運動期間中に取り組み、七月五日から県内全域に分かれて交通安全を祈願する。交通安全旗の市町村間の旗リレーが行われました。

恩納村では、七月七日に村役場一階テラスで恩納村並びに宜野座村の関係者、石川署、石川地区交通安全協会の関係者が参加して恩納村への引継ぎが行われ、宜野座村の浦崎村長から大

交通安全旗リレーで交通安全祈願
市町村間で旗リレー

城村長に交通安全旗がリレーされました。

交通安全旗を引き継いだ大城村長は、参加者に対し「日頃から交通安全にご尽力いただいている皆様に感謝致します。今後交通安全事故防止に努力したい。」とあいさつしました。

交通安全旗は、恩納村から七月十日に読谷村へ引き継がれ、期間中県内全域で交通安全事故防止が各地域で祈願されました。



▲引継ぎ式には、村交通安全関係者も多く参加



▲初優勝おめでとう恩納チーム

安富祖チームが
五連覇

第十七回村各字対抗バドミントン大会が六月十一日、喜瀬武原体育館で開催され、安富祖チームが大会五連覇を果しました。

大会の結果は次のとおり。

- 優勝 安富祖チーム
- 二位 山田チーム
- 三位 瀬良垣チーム
- 四位 仲泊チーム
- 五位 塩屋チーム
- 六位 喜瀬武原チーム

恩納チームが
初優勝に輝く

第六回村各字対抗ボウリング大会が六月十八日、沖縄市内の美里パークレーンズで村内十五字が出場して開催され、連覇を狙った谷茶チームを抑えて恩納チームが初優勝しました。

結果は次のとおり。

- 優勝 恩納チーム
- 二位 谷茶チーム
- 三位 塩屋チーム
- 四位 仲泊チーム
- 五位 前兼久チーム
- 六位 山田チーム



▲各課の課長から業務説明

仲泊中学では、進路学習の一環として七月五日、中学二年生二十九名は村内十七カ所の事業所に分かれ職場体験学習を実施しました。

村役場には、岸本善峰君と長浜康祐君の二名が派遣され、午前中は役場各課の課長からそれぞれの課の業務内容が説明されました。

サミット対策室では、開催を間近に控え、これまでの取組や本番当日までの計画が説明されました。住民課では、住民票発行担当

進路学習の一環で役場を訪問
仲泊中職場体験学習

職員から住民票発行の手順も生徒に説明されました。

その後、昼食をはさんで経済観光課職員と協力して、役場旧庁舎跡地の国道沿いをサミット歓迎の花の植付けを汗をかきながら一生懸命に頑張っていました。

職場体験学習で学んだことは、学活の時間を利用して今回の体験報告を十七事業者に出向いた生徒達それぞれ発表することになっています。



▲大城村長と村長室で記念撮影



▲元気いっぱい力を合わせてがんばりました

子ども会が稲刈りで勤労体験
子ども会リーダー宿泊研修会

地域子ども会の小学五・六年生のリーダーを対象に七月一日から一泊二日の日程で宿泊研修会が開催され、研修一日目は、安富祖区内で勤労体験学習が行われました。

開会式では、研修生を代表して南恩納子ども会からの参加者から「稲刈りを皆で協力して頑張っていきたいと思います。」と元気よくあいさつがありました。

勤労体験では、子ども会恒例の稲刈りが行われ、三月十一日に田

植えした苗は、大きく成長し黄金色に実った稲穂を参加した子ども会のリーダーが協力して稲刈りに挑戦。約四百坪を八十名近くの参加者で刈取りし、その後脱穀まで二時間程かけて行い、参加した子ども達は好天の中、たくさん汗をかきながら協力していました。

その後、研修参加者は赤間グラウンドに移動し炊飯活動を行い、テントで宿泊しました。また、翌日はボランティア活動でグラウンド周辺の清掃も行われました。



▲脱穀も参加者全員で協力

法務総合相談所・子どもの人権相談所 開設について

那覇地方法務局沖繩支局及び沖繩人権擁護委員協議会では、人権啓発活動の一環として下記のとおり「法務総合相談所・子どもの人権に関する問題・不動産売買・賃貸借、土地境界、金銭貸借、保証、契約不履行、離婚・相続・扶養に関する問題、部落差別をはじめとするあらゆる差別問題、えせ同和行為に関する問題、家庭内のもめごと、近隣とのトラブルをはじめとする人権問題、地代家賃等の供託に関する問題等」についての相談をお受けします。

相談は無料で、秘密は固く守られます。
お気軽にご相談下さい。

1. 日 時：平成12年9月1日（金）
午前10時～午後3時まで
（受付は午後2時30分まで）
2. 場 所：沖繩市仲宗根町26-1
沖繩市役所一階ロビー
3. 相談担当者：公証人、弁護士、人権擁護委員
子どもの人権専門委員、法務局職員

行方不明者をさがす相談所を開設

あなたの身内の方で、家出その他の理由で
・行方がわからないままになっている方はいませんか？
・音信が途絶えて、生死がわからない方はいませんか？
県警では、現在行方不明者の住所確認や無縁仏の身元確認の相談所を開設しています。

- * 期 間 9月1日(金)～9月30日(土)
- * 場 所 石川警察署刑事課
964-4110 (内線231)
石川警察署生活安全課
964-4110 (内線251)
警察本部刑事部鑑識課
867-6007
警察本部生活安全部生活安全企画課
867-8172

害虫のまん延防止にご協力ください。

沖繩・奄美・トラカ・小笠原には、さつまいもなどに被害を与える病害虫が発生しています。
これらの病害虫のまん延を防止するために一部の植物は、法律によって持ち出しが規制されています。
違反すると罰せられますのでご注意ください。

さつまいも加工品、かんきつ類、パイナップル・マンゴーなどの果実、にがうり、すいかなどの果菜類は自由に持ち出すことができます。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

★那覇植物防疫事務所 那覇空港出張所 TEL857-0054

特定調停手続について

新たに設けられた特定調停手続は、債務者の経済的な立ち直りを図るために、裁判所の調停手続によって債務者との間で返済方法の調整を図ろうとするものです。

この特定調停手続は、基本的には通常の民事調停手続の一類型といえますが、債務者に資料の提出を促すための特例や執行停止要件の緩和などの規定が設けられています。そのため、申立ての際には、特定調停手続を行うことを求める旨の申述をする必要がありますし、また、特定債務者であることを明らかにする資料や関係権利者の一覧表を提出しなければなりません。さらに、申立人が事業者であれば、関係権利者との交渉の経過や希望する調停条項の概要を明らかにする必要があります。

裁判所では、特定調停手続の利用者のために、リーフレットや定型の申立書等を用意しています。

平成12年国勢調査

恩納村実施本部が設置されます

平成12年国勢調査の実施に当たり、国勢調査恩納村実施本部を設置することになりました。

実施本部設置期間

平成12年8月17日～10月20日

調査実施日

平成12年10月1日

実施本部設置状況



国勢調査を前に着々と準備

建設事業主のみなさまへ

建設現場で働く人の退職金は安全・確実・有利な「建退共制度」がおすすめです。

- 経営事項審査で加点されます。
- 掛金は全額非課税で国が一部を補助します。
- 福利厚生施設の融資がうけられます。

詳しいことは、もよりの建設共沖繩県支部へお問い合わせ下さい。

勤労者退職金共済機構 建退共沖繩県支部
〒901-2131 浦添市牧港5-6-8
沖繩県建設会館2F

TEL 876-5214 FAX 870-4565

理容、美容、クリーニング店のお店選びは
厚生大臣認可のSマーク登録店で!!



Sマーク登録店は、

【事故が発生した場合の賠償保険】

【施設や設備の内容】

【仕事やサービスの内容】

について正しく表示している信頼できるお店です。

詳しくは、沖繩県環境衛生営業指導センター

(TEL 836-2010) 又は、全国環境衛生営業指導センター (TEL 03-5777-0341) までお問い合わせください。

交通遺児育英会奨学生募集

平成12年度奨学生の募集について

(財)交通遺児育英会は、平成12年度の奨学生の募集と平成13年度の奨学生の予約を行います。

- (1) すべての奨学生に共通の応募資格
保護者等が自動車事故や踏切事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のため働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること。(申込時25歳までの人)
- (2) 学校別応募資格
 - ① 高等学校・高等専門学校奨学生
 - ② 大学・短期大学奨学生
 - ③ 大学院奨学生
 - ④ 専修学校・各種学校奨学生
- (3) 奨学金の種類と額
 - ① 奨学金 (各四半期の中の月である5月、8月、11月、2月に3か月分ずつ貸与。無利子)

学 校	奨 学 金 の 月 額	学 校
高等学校および 高等専門学校	国・公立 35,000円	600人
	私 立 40,000円	
大学・短期大学	国・公立 一般貸与 40,000円	300人
	特別貸与 50,000円	
	私 立 一般貸与 50,000円	
大 学 院	特別貸与 60,000円	20人
専 門 学 校 お よ び 各 種 学 校	100,000円	110人
	50,000円	

- ② 入学一時金 (1年生入学後に貸与。無利子)

学 校	入 学 一 時 金 の 額	学 校
高等学校・高等専門学校	300,000円	350人
大学・短期大学	400,000円	200人

(注) 大学院奨学生・専修学校奨学生および各種学校奨学生には貸与されない。
☆奨学金・入学一時金は、募集人数以上に用意しています。ご心配なく応募してください。

- (4) 奨学金の併用等
他の奨学金制度と併せて利用してもよい。また、同一世帯、同一学校から何人でも応募できる。
- (5) 奨学生の応募書類
本会奨学課に請求があれば、「奨学生募集のご案内」を郵送する。(各学校にも配布する。)
詳しいことは、財団法人 交通遺児育英会まで。

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-28 TEL 03-3581-2271